

筑西広域市町村圏事務組合表彰条例施行規則

昭和56年11月1日

規則第8号

改正 平成18年3月31日規則第2号 平成19年3月29日規則第3号
平成22年3月31日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合表彰条例（昭和56年組合条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(被表彰者の決定)

第2条 管理者は、条例第2条の該当者がある場合には別記様式第1号による表彰調書を作成し、表彰審査委員会（以下「委員会」という。）にはかり被表彰者を決定するものとする。

(表彰審査委員)

第3条 委員会は、庁議構成員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

(1) 委員長は、事務局長の職にあるものをもって充てる。

(2) 副委員長は、事務局次長の職にあるものをもって充てる。ただし、次長の職にあるものが複数となる場合は、上席のものとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議決は、出席委員の多数決による。ただし、自己の審査に加わることができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(表彰者台帳)

第7条 表彰者台帳は、別記様式第2号のとおりとし、永年保存とする。

(記念品)

第8条 被表彰者に贈る記念品は、管理者が選定する。ただし、時宜によりこれを金員に代えることができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年6月1日から適用する。

附 則（平成18年3月31日規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第3号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(組合表彰審査委員の委嘱に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現在在職する収入役に係る組合表彰審査委員の委嘱については、第3条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合表彰条例施行規則の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（平成22年3月31日規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

表 彰 調 書

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合
管理者 様

筑西広域市町村圏事務組合表彰審査委員会
委員長

表彰予定者		表彰区分	
生年月日	年 月 日生	住 所	
表彰を要すると認める事項			
表彰経歴			
その他の経歴			
備 考			

様式第2号 (第7条関係)

表 彰 者 台 帳

台帳 番号	第 号	氏 名		生年 月日	
本 籍 地					
現 住 所					
表 彰 年 月 日					
表 彰 事 績					
贈 呈 品 目					
備 考					
台帳 番号	第 号	氏 名		生年 月日	
本 籍 地					
現 住 所					
表 彰 年 月 日					
表 彰 事 績					
贈 呈 品 目					
備 考					